(素案)

第４次石狩市行政改革大綱

２０１７　～　２０２１
（平成２９年度）　（平成３３年度）

石狩市行政改革２０２１

石狩市

目　次

１　はじめに　Ｐ１

２　行政改革 2021の基本的な考え方　Ｐ２

（１）これまでの行政改革大綱の策定状況・・・・・・・・・　P2
（２）これまでの行政改革の評価と今後の課題・・・・・・　P3
（３）行政改革２０２１の策定方針・・・・・・・・・・・・　P3

３　今日的な課題認識　Ｐ４

４　行政改革２０２１の視点と重点施策　Ｐ５

５　行政改革２０２１の重点施策の方向性　Ｐ６

６　行政改革２０２１の推進　Ｐ９

（１）推進サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
（２）推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
（３）市民の皆さんへの公表・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

１．はじめに

改革へ向けてのメッセージ

平成２９年３月　　石狩市長　田　岡　克　介

２．行政改革２０２１の基本的な考え方

（1） これまでの行政改革大綱の策定状況

本市では、昭和61年度から、概ね５年ごとに大綱を定め、途切れることなく行政改革を実施してきました。

現在は、市制施行後３度目の策定となる「第３次石狩市行政改革大綱」により行政改革を進めており、今回の「石狩市行政改革2021」（以下「行政改革2021」という）は、通算で第７次目の大綱となるものです。

策定年	大綱名	実施期間
昭和６１年	石狩町行政改革大綱	昭和６１年度 ～ 平成 ２年度
平成 ３ 年	石狩町行政改革大綱	平成 ３年度 ～ 平成 ７年度
平成 ８ 年	石狩町行政改革大綱	平成 ８年度 ～ 平成１２年度
平成１３年	新しい石狩市行政改革大綱	平成１３年度 ～ 平成１８年度
平成１９年	第２次石狩市行政改革大綱	平成１９年度 ～ 平成２３年度
平成２４年	第３次石狩市行政改革大綱	平成２４年度 ～ 平成２８年度

【前回及び現在の大綱の取り組み状況】

●「第２次石狩市行政改革大綱」における取り組み

市制施行後、２度目の策定となる大綱では、『市民力』と『行政力』の結集による自立都市への転換に向けて、市と地域の協働による行政改革を推進し、施策評価システムの構築や自治基本条例の制定などを行いました。

【基本目標】

１．健全な財政基盤の確立

２．地域協働の推進

３．行政力の向上に挑む市役所改革

●「第３次石狩市行政改革大綱」における取り組み

市制施行後、３度目の策定となる大綱では、さらなる『仕事の仕方改革』を行い、確かな将来の展望を持った行政経営を行うことを基本に、３つの改革の基本目標を掲げました。

これら３つの基本目標の着実な具現化を図るため、実施事業の時期区分を予め設定して、年度毎に取り組む事業を決める「ローリングプラン方式」を新たに導入し、計画的な事業実施に努め、アウトソーシングや指定管理者制度の推進、マネジメントの強化、目的志向の組織づくり、ＩＣＴの推進などの取り組みにより、行政改革を着実に進めました。

【基本目標】

１．ＰＰＰ・協働の推進（民間・地域との連携）

２．市役所イノベーション（求められる市役所への変革）
３．健全な財政基盤の確立

(2)　これまでの行政改革の評価と今後の課題

本市の行政改革は、最小の経費で最大の市民福祉の向上を図ることを究極の使命とし、これまで経費の削減と歳入の確保に取り組みつつ、事務の効率化や改善による質の高い市民サービスを提供することを基本的な認識として取り組んできました。
こうした取り組みにより、本市の行政改革は着実に進みましたが、社会経済情勢等の変化に伴い、行政課題の高度化、複雑化がより一層顕著となっていることから、「行政改革2021」においては、これまでの本市の行政改革の方向性を継続しつつ、新たな視点を取り入れた仕事の仕方や縦横断的な組織運営により、これらの課題に対応していくことが求められています。

(3)　行政改革2021の策定方針

「行政改革２０２１」は、今日的な行政課題全体を大局的観点で俯瞰しつつ整理し、行政改革の視点で重点的に取り組むべき課題解決のための方向性を示す計画とします。
また、計画期間中に取り組む具体的な事業は、大綱が示す方向性に基づき、実施計画を策定し、課題解決に向けて全庁的に取り組んでいくものとします。
その他、以下の点を踏まえて策定します。

①　「行政改革2021」の第５期石狩市総合計画における位置付け
行政改革2021は、石狩市の長期的なまちづくりの計画である「第5期石狩市総合計画」において、【戦略目標】を支える【基本施策戦略】『行政運営』に位置づけられた計画です。

②　石狩市自治基本条例との関係
行政改革2021は、自治基本条例に定める「最小の経費で最大の市民福祉を図る」ための具体的な施策を定めた計画です。

③　計画期間
行政改革2021の計画期間は、平成２９年度（2017）から平成３３年度（２０２１）までの5年間とします。

④　実施計画
行政改革2021に基づき、具体的な事業について、実施計画を策定します。
実施計画は、中期的な視点に立って計画的に取り組むべき事業と、スピード感をもって単年度で取り組むべき事業の性質別に区分し、メリハリをつけた計画とします。
実施計画の進捗については、毎年度、各事業の実績を踏まえて評価します。

３．今日的な課題認識

行政改革２０２１は、現在の石狩市を取り巻く課題から、行政改革の視点で解決すべき課題等を整理し、その対策を導きます。

【石狩市を取り巻く今日的課題例】

- 生産年齢人口の減少及び高齢者人口の増加予測(2025 年問題)
- 庁内における横連携が必要な行政課題の増加
- 広域共同処理による業務効率化の必要性
- 札幌市への転出超過傾向
- 女性の社会進出
- 変化する市民ニーズの情報収集力
- 町内会役員高齢化と後継者不足
- 限界集落の対策
- 市政情報等の発信力の向上
- 行政活動への市民参加の進展
- ICT の進展と利用格差への対応
- 事務適正処理の確保
- 高度化、複雑化する行政課題への対応
- 地方分権(創生)の進展、普通交付税の合併特例措置の縮減と廃止、マイナンバー制度の開始等国のめまぐるしい制度改正への即応
- 厚田・浜益のコミュニティ維持(防災・地域活性化、など)
- 石狩湾新港のエネルギー拠点
- 道の駅の開設による地域戦略の新たな展開
- 公共交通網の確保
- 子どもの生活と教育への支援
- 障がい者(心身)の社会参加
- 公共施設等(インフラ)の老朽化への対応
- 職員間コミュニケーションの再考

◎行政改革の視点で対応すべき課題

以上の様々な課題から、行政改革の視点で捉える課題を以下のとおりとして、解決のための施策を導きます。

- 行政活動への市民参加の進展⇒充実、発展の方向性
- 道の駅開設、石狩湾新港のエネルギー拠点化、地方創生の取組み⇒発展の芽として投資や支援などの方向性
- 普通交付税の合併特例措置の縮減等⇒健全な行財政運営の方向性
- ICTの進展、情報発信力の向上⇒情報社会への対応や利活用の方向性
- 子どもへの支援や障がい者の社会参加、厚田・浜益の振興や高齢化対策、公共施設の老朽化対応⇒ニーズにあった事務事業の最適化の方向性
- 業務効率化のため広域共同処理の必要性⇒可能性を研究し、推進する方向性
- 高度化、複雑化する行政課題への対応⇒縦横断的な組織運営と人材育成、仕事の仕方の変革の方向性

４．行政改革２０２１の視点と重点施策

行政改革2021では、「最小経費で最大の市民福祉の向上を図る」という行政改革の究極な使命のもと、これまでの業務・組織のスリム化による努力は継承しつつ、今日的課題に応えるべく、公共サービスの業務形態の質的改善や縦横断的な組織運営、新しい価値を生み出す発展型の仕事などの新たな視点を行政改革に取り入れます。

これらを踏まえ、行政改革を進めるに当たり、２つの視点に基づき、具体的な取り組みの方向性として５つの重点施策を設定して、計画期間の5年間で着実に行政改革を推進していきます。

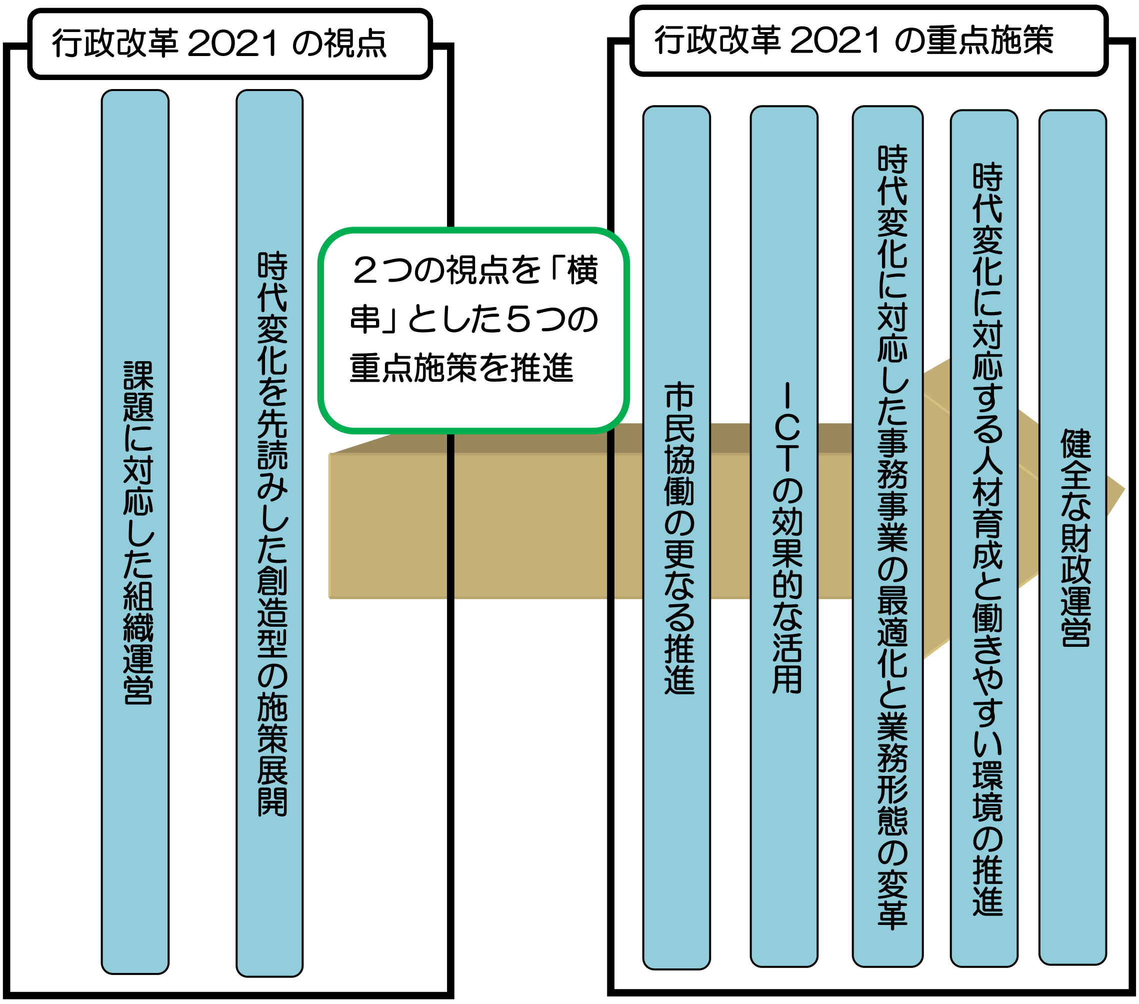

５．行政改革2021の重点施策の方向性

３．「今日的な課題認識」で掲げた点を踏まえ、課題解決に向けた方向性として以下の重点施策を設定し、具体的な事業の立案、選択をする上での指針とします。
なお、具体的な取り組み事業については、実施計画を作成します。

【２つの視点】

（視点１）課題に対応した組織運営

複数の組織に関わる行政課題に適切に対応するため、従来の部・課制に捉われず直面する課題において最大の行政効果を達成するための、柔軟な組織運営を推進します。

（視点２）時代変化を先読みした創造型の施策展開

本市を取り巻く環境が常に変化する中で、市役所のあらゆる業務を通じて、前例に捉われることなく、時代変化の先を見据えた新たな価値観のもと、先駆的な施策の展開を意識します。

【５つの重点施策】

（重点施策１）市民協働の更なる推進

【方向性】

本市のまちづくりの根幹施策である「市民協働」は、平成14年「市民の声を活かす条例」及び平成20年「自治基本条例」の施行、自治基本条例に伴い創設された「協働事業提案制度」に新たな「行政提案型」を加えるなど、着実に進んでいます。

今後更なる推進を図るため、これまでの制度面で推進してきた実績を活かしつつ、市民力(一般市民、企業、NPO法人など)をさらに行政活動に活かすための取り組みを進めます。

また、これまで地域社会への参加機会が少なかった、あるいは参加意向がありながら参加が適わなかった市民について、将来的な市民協働の担い手の拡大につながる取り組みを進めます。

（重点施策２）ＩＣＴの効果的な活用

【方向性】

情報通信技術は日進月歩で進展しており、社会生活に劇的な変化をもたらしている一方で、情報の膨大な流通は個人情報や行政情報の流出というセキュリティ・リスクを生じさせ、その防止が課題となっています。こうしたリスクへの対応を万全にしつつ、生産性を高め、市民生活の利便性向上の視点で積極的な情報化を目指します。

また、これまで蓄積されてきた膨大な情報について新たな視点による活用を検討します。

さらに、セキュリティ水準の向上や災害に強い基盤構築に向けた「自治体情報システムのクラウド化」など新たな技術手法・分野の積極的な開拓に向けた取り組みを進めます。

（重点施策３）時代変化に対応した事務事業の最適化と業務形態の変革

【方向性】

事業目的と対象、成果が類似している事業や新たな行政課題に対応する事業など、事業全般において改善・統合・見直し・構築・廃止の観点で捉え、行政効果の最適化を図ります。

また、これまで推進してきたアウトソーシングや指定管理者制度の方向性は継続しつつ、制度改正等により外部委託が可能になった業務など、これまで同様、コスト節減の視点だけではなく、サービスの質の向上や業務改善の観点から、新たな手法や視点による外部委託業務の導入の検討を行います。

さらに、地方自治体間で共通する業務、システムについて、市民サービスの向上・業務効率・経費節減を図る視点により、広域処理の導入が可能な事業について関係地方自治体間による検討、制度研究を進めます。

（重点施策４）時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進

【方向性】

時代の変化に伴い高度化・複雑化する行政課題に対応するため、現場対応の重視や関係者間を調整するコミュニケーション能力をもった職員の育成を図ります。

また、職員が能力を十分に発揮し、心身の健康を維持しながら職務に専念できるよう、働きやすい環境の整備を推進します。

（重点施策５）健全な財政運営

【方向性】

平成 28 年度から開始された普通交付税における合併特例措置の段階的縮減等を踏まえた今後の財政収支見通しを的確に把握し、限られた財源を重点的かつ効果的に活用するとともに、更なる財政構造の質的変換を図り、国の地方財政計画の変更や景気変動等、財政環境の変化にも耐えうる健全な財政基盤の構築に努めます。

また、市税をはじめとした歳入の確保が一段と厳しさを増し、財政構造の硬直化が一層進むなか、普通交付税の合併特例措置終了後も、現在の行政サービスを維持できる持続可能な財政基盤を確立するため、自主財源の確保や中長期的な視点に立った歳出見直しに徹底的に取り組むことで財政体質の改善強化を図り、財政運営の健全性の確保に努めます。

６．行政改革２０２１の推進

（1） 推進サイクル

行政改革2021を推進するためには、重点施策に沿った具体的な事業を立案、選択するとともに、進捗を評価するための仕組みが必要です。

行政改革2021では、多様化する行政課題を見据えて課題に応じた組織運営を重要視していることを踏まえ、毎年度実施する市庁内の「人事組織ヒアリング」の前段階で市庁内の「行政改革ヒアリング」を実施し、課題、展望等の洗い出しと前年度の実績のヒアリングを行います。

これを受け、「人事組織ヒアリング」において重点課題を踏まえた組織運営のための協議を進めるなど、一連の流れにおいて推進を図ります。

また、石狩市行政改革懇話会において次年度の取り組みに対する提言、前年度の進捗に対する評価について、石狩市行政改革推進本部を通じて関係部局にフィードバックすることを毎年度繰り返しすることで、透明性と客観性を担保します。

【推進サイクルのイメージ図】

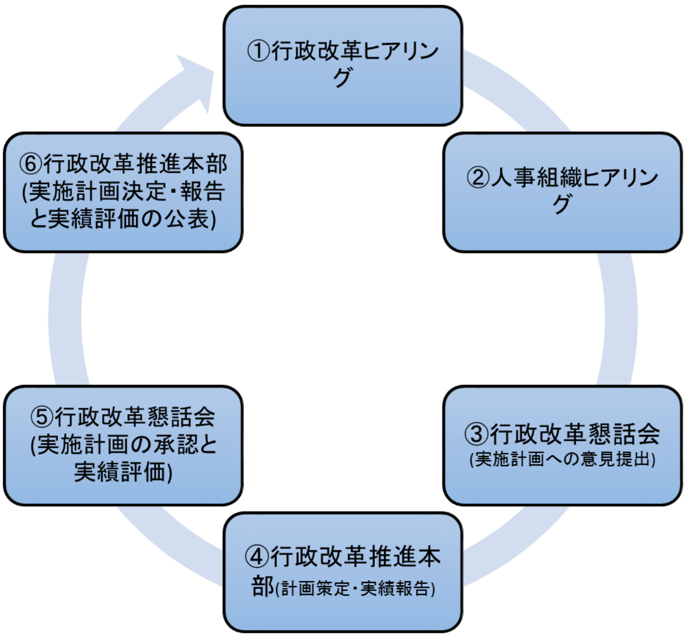

行程		実　施　内　容
①	行政改革ヒアリング	各部局の課題・展望及び前年度の実績のヒアリング
②	人事組織ヒアリング	行政改革ヒアリング踏まえ人事組織のあり方を協議
③	行政改革懇話会	次年度の実施計画に対する意見提出
④	行政改革推進本部	次年度の実施計画案策定及び前年度の実績の行政改革懇話会への報告
⑤	行政改革懇話会	次年度の実施計画の承認及び前年度の実績報告書に対する評価決定
⑥	行政改革推進本部	次年度の実施計画決定、前年度の実績報告書の評価の公表及び評価事項の庁内フィードバック

（2）　推進体制

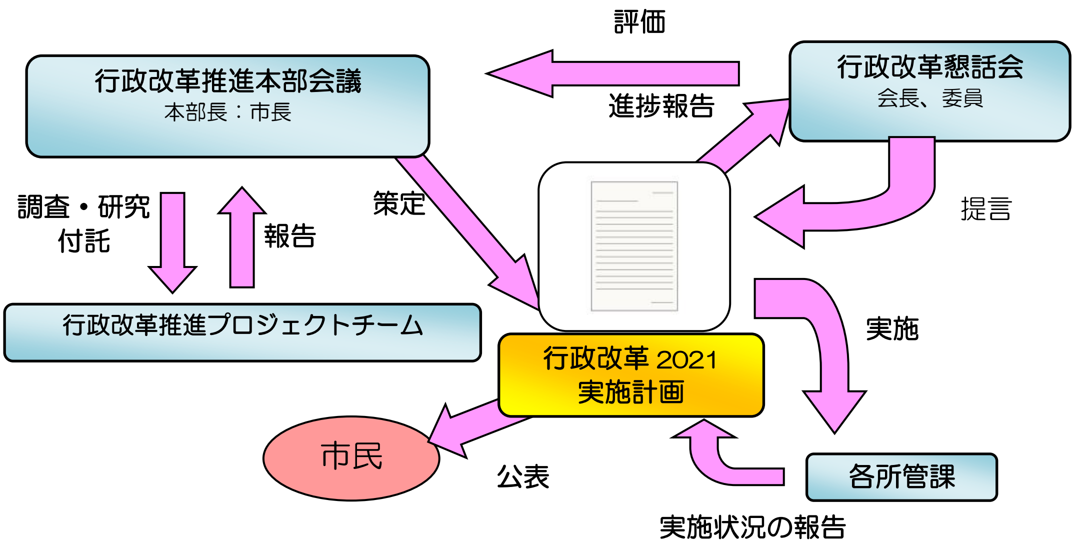

■石狩市行政改革推進本部

「石狩市行政改革推進本部設置要綱」に基づき、市長を本部長とする「石狩市行政改革推進本部」（以下「本部」という）を設置します。

本部は、「行政改革２０２１」における各施策の実現を図るための具体的な事業である「実施計画」を毎年度見直し、全庁的な取り組みを推進するとともに、石狩市行政改革懇話会への報告、意見・提言、進捗の評価を求め、必要に応じて関係部局にフィードバックするものとします。

■行政改革推進プロジェクトチーム

「石狩市行政改革推進本部設置要綱」に基づく本部の下部機関として「行政改革推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という）を設置します。プロジェクトチームは、本部長から付託された事項を専門的に調査研究し、その結果を本部長に報告します。

■石狩市行政改革懇話会

「石狩市行政改革懇話会設置要綱」に基づき、石狩市行政改革懇話会を設置します。行政改革懇話会は、行政改革大綱全般に関すること、また各年度の「実行計画」の策定に当たり、必要な事項を審議・提言するとともに、実行計画の取り組み状況と大綱全体の進捗の評価を行うものとします。

（3）　市民への公表

前年度の進捗状況及び当年度の取り組みは、市ホームページ等により、市民に公表します。

石狩市行政改革2021

策定年月／平成２９年３月

発 行／石狩市

編 集／総務部行政管理課（職員担当）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話 0133－72－3111（代表）